

## 保育所等入所に係る選考基準の導入について

### 1. 保育所等入所における利用調整について

子ども・子育て支援新制度においては、市町村は、保育所、認定こども園等での保育利用にあたり、申込み児童数と現に入所している児童数の総数が、利用定員を上回る場合は、保護者の希望を踏まえて、保育の必要度の高い順に利用調整（入所選考）を行った上で、各保育施設に対して利用の要請を行うこととされています。

利用調整にあたっては、就労や介護・看護等といった保育の必要性の事由や、11時間保育を行う標準時間認定又は8時間保育を行う短時間認定といった保育必要量の認定、厚生労働省通知に規定する優先利用の事項を踏まえて、各市町村において、申込者ごとに保育の必要度について優先順位付けを行います。その上で、保育施設ごとに利用希望順位を踏まえ、優先順位の高い方から順に利用を調整し、同じ優先順位であれば、利用希望順位を踏まえて調整することとされています。

### 2. 一部の自治体が実施している点数制による利用調整について

保育の必要度の優先順位については、市町村によっては、独自の点数を設定した選考基準を定めて、就労等の保育を必要とする要件や、ひとり親家庭等の一定の世帯状況等に対して調整点数を加点して、優先順位付けを行っている団体もあります。

### 3. 京都府内の自治体の状況について

選考基準を公表している京都府内の自治体としては、平成29年度の入所申込みにおいては4自治体、平成30年度の入所申込みにおいては、さらに2自治体が公表しています。

### 4. 本市の利用調整について

本市におきましては、保育を必要とする要件による厳密な点数制を置いているわけではなく、保育の必要性の事由や、保育必要量の認定、保護者の就労日数・就労時間の多寡、自宅内勤務・自宅外勤務の別、生活保護受給世帯であるか、児童虐待の恐れがある場合、育児休業明け、ひとり親世帯であるかなど、世帯状況を総合的に判断して、利用調整を行っています。

本市としましては、厳密な選考基準を設けてしまうと、一律に点数で優先順位が決まるため、点数に規定していない配慮をする事由等への対応が難しくなってしまうこと等の理由から、現在の方法で利用調整を行ってまいりました。

一方で、利用申込者から「利用調整の基準が見えにくい」、「どのような場合に入所が優

先されるのか」といった意見や問い合わせが増加していることを踏まえ、選考基準を公表して透明性を高め、公平・公正な利用調整の実施を図るため、選考基準の導入及び公表について検討することとします。

## 5. 選考基準の公表における課題について

選考基準を公表することで、就労等の保育を必要とする要件や世帯状況等の優先順位が明らかになり、入所選考がわかりやすくなります。

一方、一律に点数で優先順位が決定することから、点数に規定していない配慮を要する事由等への対応や、公平な配点を行うことが課題といえます。

## 6. 策定へのスケジュール（予定）

選考基準の策定にあたっては、事務局案を子ども・子育て会議に諮り、委員のご意見を反映させて適宜修正していくことを考えています。

策定へのスケジュールについては、平成29年度第5回会議及び平成30年第1回会議を経て、策定・公表し、一定の周知期間を設け、平成30年12月に実施予定の平成31年4月保育所等一斉入所申込みから適用することを想定しています。

年度	時期	会議等予定	策定へのアクション
平成29年度	2～3月	第5回会議開催（予定）	<ul style="list-style-type: none"><li>①他自治体の選考基準を踏まえて、宇治市に即した選考基準（事務局案）を作成</li><li>②選考基準（事務局案）を委員に事前送付</li><li>③選考基準（事務局案）を第5回会議へ提示</li></ul>
平成30年度	4～6月	第1回会議開催前	第5回会議での意見を踏まえ、選考基準（事務局案）を修正
		第1回会議開催（予定）	修正した選考基準を第1回会議へ提示
	12月	第1回会議開催後	<ul style="list-style-type: none"><li>①第1回会議での意見を踏まえ、選考基準（完成版）を策定</li><li>②選考基準（完成版）を委員に送付</li><li>③市民に選考基準（完成版）を周知</li></ul>
		平成31年度4月一斉入所申込み受け付け	選考基準（完成版）に基づき、利用調整を実施

## 保育利用の優先度判定基準(基本指數)…いずれかひとつを選択

保育が必要な事由	基準	基本指數
居宅外 労働	週40時間以上就労している(※1)	40
	週35時間以上40時間未満就労している	35
	週30時間以上35時間未満就労している	30
	週25時間以上30時間未満就労している	25
	週20時間以上25時間未満就労している	20
	就労している(上記以外)	15
居宅内 労働	週40時間以上就労している	35
	週35時間以上40時間未満就労している	30
	週30時間以上35時間未満就労している	25
	週25時間以上30時間未満就労している	20
	週20時間以上25時間未満就労している	15
	就労している(上記以外)	10
内職	内職従事者である	20
介護・ 看護	要介護3以上又は障害支援区分4以上の親族を介護又は看護している	35
	要支援2・要介護1・2又は障害支援区分2・3の親族を介護又は看護している	20
	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	身体障害者手帳3級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	療育手帳A判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	療育手帳B判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	介護又は看護している(上記以外)	10
災害	災害復旧に当たっている	40
職業 訓練	週40時間以上学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	35
	週35時間以上40時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	30
	週30時間以上35時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	25
	週25時間以上30時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	20
	週20時間以上25時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	15
	就学している(上記以外)	10
就学	週40時間以上学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	35
	週35時間以上40時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	30
	週30時間以上35時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	25
	週25時間以上30時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	20
	週20時間以上25時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	15
	就学している(上記以外)	10
求職	求職中である	5
出産	妊娠中であるか、出産後間がない(概ね2箇月)	15
疾病等	入院又はそれと同等程度の治療や安静を要する	40
	介護保険施設、障害者施設に入所している	40
	寝たきりである	40
	要介護3以上又は障害支援区分4以上の判定を受けている	40
	要支援2・要介護1・2又は障害支援区分2・3の判定を受けている	35
	要支援1又は障害支援区分1の判定を受けている	25
	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている	40
	身体障害者手帳3級の交付を受けている	35
	身体障害者手帳4級の交付を受けている	25
	身体障害者手帳5・6級の交付を受けている	20
	療育手帳A判定の交付を受けている	40
	療育手帳B判定の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている	40
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	25
その他	障害又は傷病により、保育が困難な状態である(上記以外)	15
	保護者、世帯又は申込児童の状況から、福祉事務所長が特に保育が必要であると認めるもの	※2

※1 就労時間には休憩時間を含む(居宅外労働、居宅内労働すべてに共通)

※2 福祉事務所長が定める

## 調整指標…あてはまるもの全てを合計

項目番号	項目	具体的な内容	調整指標	備考
1	保護者の就労状況等	通勤時間(片道)が30分以上	1	要保育要件が「居宅外就労」の場合のみ調整、☆、項番2と重複不可 客観的に判断して申告より短い時間での通勤が可能であると福祉事務所長が判断した場合、加点しない場合がある。項番2、4及び5同様
2		通勤時間(片道)が1時間以上	3	要保育要件が「居宅外就労」の場合のみ調整、☆、項番1と重複不可
3		居宅外自営業であるが、職場が自宅と隣接している	-3	要保育要件が「居宅外就労」の場合のみ調整
4		通学時間(片道)が30分以上	1	要保育要件が「職業訓練」又は「就学」の場合のみ調整、☆、項番5と重複不可
5		通学時間(片道)が1時間以上	3	要保育要件が「職業訓練」又は「就学」の場合のみ調整、☆、項番4と重複不可
6		就職に必要な技能習得のため、公的補助を受けて就学している	3	要保育要件が「職業訓練」又は「就学」の場合のみ調整、☆
7		就労内定の場合(育児等の休業以外の理由で就労証明書に過去3か月の実績の記載がない場合を含む)	-5 ☆	
8		保護者のいずれかが、保育士等の資格職として、京都府内の認可保育施設・事業所で勤務中(予定を含む)	10	保育士、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を対象とする。項番7の対象外とする。 ※幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭は保育所(園)、認定こども園のみ対象
9	保護者の心身の状況	保護者のいずれかが次のいずれかに該当する(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1~3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)	2	要保育要件が「疾病等」の場合を除く
10		保護者のいずれかが次のいずれかに該当する(要介護3~5、障害支援区分4~6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級)	4	要保育要件が「疾病等」の場合を除く
11		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付を受けている	2	要保育要件が「疾病等」の場合を除く
12	親族の介護の状況	介護等を必要とする親族が、平日に週3日以上通所系サービスを定期利用している	-2	要保育要件が「介護」の場合のみ調整
13		介護等を必要とする親族が、月に7日以上短期入所系サービスを定期利用している	-2	要保育要件が「介護」の場合のみ調整
14	世帯の状況	小学生以下の子どもが3人以上いる	1	項番15と重複不可
15		小学校入学前児童が3人以上いる	2	項番14と重複不可
16		保護者のいずれかが就労、介護、就学のために別居している(単身赴任等)	3	
17		保護者のいずれかが月4回以上夜勤がある	2 ☆	
18		保護者のいずれかが居宅外において週30時間以上就労している	2	要保育要件が「居宅外労働」及び「居宅内労働」の場合を除く、☆
19		保護者のいずれかが居宅外において週30時間未満就労している	1	要保育要件が「居宅外労働」及び「居宅内労働」の場合を除く、☆
20		保護者のいずれかが居宅内において週30時間以上就労している	2	要保育要件が「居宅外労働」及び「居宅内労働」の場合を除く、☆
21		保護者のいずれかが居宅内において週30時間未満就労している	1	要保育要件が「居宅外労働」及び「居宅内労働」の場合を除く、☆
22		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)がいる(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1~3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)	1	要保育要件が「介護」の場合を除く
23		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)がいる(要介護3~5、障害支援区分4~6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級)	2	要保育要件が「介護」の場合を除く
24		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)が複数名いる(要支援1・2、要介護1~5、障害支援区分1~6、身体障害者手帳1~4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1~3級)	2	要保育要件が「介護」の場合を除く
25		ひとり親世帯である	5	項番26と重複不可
26		次のいずれかに該当する世帯である(生活保護世帯(就労、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られる)と福祉事務所長が判断した場合に限る)、生計中心者が失業して求職中の世帯)	4	項番25と重複不可
27	申込児童の状況	申込児童が多胎児である	3	
28		申込児童が次のいずれかに該当する(身体障害者手帳3級~、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級)	2	項番29と重複不可
29		申込児童が次のいずれかに該当する(福祉サービス又は障害児通所支援の支給認定を受けている、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)	5	項番28と重複不可
30		保育園(所)、幼保連携型認定こども園又は地域型保育事業所からの転園希望である	-5	転居若しくは転勤に伴う転園又はきょうだいが同一の保育施設・事業所を利用するための転園希望の場合を除く
31		きょうだいが既に保育施設・事業所を利用しておらず、申込児童が同一の保育施設・事業所の利用を希望する場合又はきょうだいが同時に同一の保育施設・事業所の申込みをした場合	5	・同指數に複数名の申込児童がいる場合、更に1点加点することができる ・項番37と重複不可
32	保育の代替手段	申込児童を65歳未満の親族(祖父母を除く)に預けている	-1	
33		保育可能な65歳未満の祖父母と同居している(現に預けている場合を含む)	-1	
34		申込児童を職場で保育している	-2	
35		育児休業からの復帰に伴う申込みであり、職場の育児休業制度上、保育利用開始希望年度中に育児休業から復帰の必要があり、かつ、延長を行ったとしても当該年度中に復帰しなければならない場合	2	就労証明書に記載されている場合のみ適用 育児休業終了日が保育利用開始希望年度の3月31日の場合、項番36を適用
36		育児休業からの復帰に伴う申込みであり、項番35以外の場合(職場の育児休業制度上、保育利用開始希望年度の翌年度以降まで育児休業を延長できる場合)	1	就労証明書に記載されている場合のみ適用
37	小規模保育事業所等からの移行	小規模保育事業所等が3歳児の受け入れに係る連携施設(保育所(園)又は認定こども園)を設けており、3歳児移行に当たり当該連携施設を第1希望とする場合	10	第1希望としている施設にのみ10点加点し、第2希望以降は加点しない
38	申込状況	入園可能な最も低い点数で複数の申込者が並んだとき、当該保育施設・事業所を第1希望としている	1	第1希望としている施設にのみ1点加点し、第2希望以降は加点しない
39	福祉事務所長が特に調整を必要と認める場合	☆・世帯の基本指標となっている世帯員が該当する場合のみ調整		

☆・世帯の基本指標となっている世帯員が該当する場合のみ調整

平成29年度  
児童氏名（ ）生年月日（平成 年 月 日）年齢（ 歳児）  
■基本点数表

区分	状況	父	母	備考
①外勤	月160時間以上	22	22	
	月120時間以上	20	20	
	月80時間以上	18	18	
	月64時間以上	16	16	
	通勤時間1時間以上(加点)	+2	+2	
	就労実績のないもの(内定)	-2	-2	
②自営	月160時間以上	22	22	
	月120時間以上	20	20	
	月80時間以上	18	18	
	月64時間以上	16	16	
	通勤時間1時間以上(加点)	+2	+2	
	自宅内での勤務	-3	-3	
③看護・介護	就労実績のないもの(就労見込)	-2	-2	
	常時寝たきりの介護・看護	16	16	
	上記以外の介護・看護	10	10	
	自宅内での介護・看護(加点)	+6	+6	
	妊娠・出産	20		
	月160時間以上	12	12	
⑤農業	月120時間以上	10	10	
	月80時間以上	8	8	
	月64時間以上	6	6	
	中心者(加点)	+4	+4	
	入院又は常時病臥している	24	24	
	通院	18	18	
⑦障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳精神障害者保健福祉手帳1級	24	24	
	その他	18	18	
	求職中又は起業準備	2	2	
	災害復旧	24	24	
	自宅外での就学により保育できない、	18	18	
	内職(自宅外)	10	10	
⑨災害復旧	内職(自宅内)	8	8	
	死亡・離別・行方不明・拘禁・単身赴任	24	24	
	虐待・DV	24	24	
	基本点数合計			
	入所点数合計			

区分	状況	父	母	備考	指數	備考
①外勤	生活保護受給世帯			18		
	生計中心者の失業により就労の必要性が高い			6		
	虐待やDVのおそれがある			6		
	子どもに障害がある			20		
	育児休業からの復帰			4		
	育児休業からの復帰			8		
②自営	兄弟姉妹が同一施設、事業利用、利用希望			6		
	小規模保育事業などの卒園児童			10		
	同居者の親族等の保育が可能			-4		
	保育園の卒園児童			12		
	認定事由が障害以外の保護者で、基準点に規定する障害者手帳等が交付されている			4		
	求職中でハローワークの登録証が未提出			-4		
③看護・介護	一時預かり事業、認可外保育施設等の過去3か月平均月10日以上の利用実績がある			3		
	未就学児の兄弟姉妹の申請なし(幼稚園、認定こども園等利用の場合をのぞく)			4		
	正当な理由なく保育所入所内定を辞退したことがある(同一年度内の入所申込みに限る)			-4		
	市内保育園等に勤務している			3		
	調整点数合計			0		
	※2・3を重複し加点する運用はしない。					
区分	状況	父	母	備考	指數	備考
④妊娠・出産	ひとり親家庭			18		
	虐待・DVのおそれがある世帯			6		
	虐待・DVのおそれがある世帯			6		
	基本点数の高い世帯			6		
	調整点数の高い世帯			6		
	保育料の滞納がない世帯			6		
⑤農業	災害復旧			6		
	自営			6		
	農業、農業、介護・看護・就学、内職の順			6		
	養育している就学前児童の人数が多い世帯			7		
	兄弟姉妹が同じ保育園を希望			8		
	同居の親族がない			9		



保育所入所選考基準表（平成29年5月以降入所選考から適用）

	類型	保護者等の状況	基本指數(父)	基本指數(母)
1	居宅外労働	月20日以上かつ1日8時間以上の就労	10	10
		月16日以上かつ1日7時間以上の就労	9	9
		月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労	7	7
		その他の就労	6	6
2	居宅内労働 (自営・農業)	月20日以上かつ1日8時間以上の就労	9	9
		月16日以上かつ1日7時間以上の就労	8	8
		月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労	6	6
		その他の就労	5	5
	居宅内労働(内職)	内職従事者	5	5
3	産前産後	妊娠中であるか、出産後間もない(原則、産前産後8週間)	—	8
4	疾病・障害等	入院又は常時病臥	10	10
		通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が常時困難な場合	9	9
		身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級	10	10
		身体障害者手帳3級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級	8	8
		身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級	6	6
		障害又は疾病により、保育が困難な状態である	5	5
5	介護	週5日以上の常時付き添いによる通院、重度心身障害者(児)の介護	10	10
		病人や障害者(児)の介護、入院・通院などに付添うため、保育が常時困難と認められるとき	9	9
6	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている	10	10
7	求職中	求職中である	4	4
8	就学	月20日以上日中7時間以上の就学(学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設)を常態としている	8	8
		月16日以上日中4時間以上の就学(学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設)を常態としている	7	7
		その他の就学	5	5
		死亡・行方不明・拘禁・離婚・別居・未婚	10	10
9	その他	虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合	10~20	
		保護者、世帯又は申込児童の状況から特に保育が必要であると認めるもの	10~20	

保育所入所調整指數表

類型	世帯の状況	調整指數
1 世帯の状況	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯	+5
	生活保護受給世帯	+2
	単身赴任の場合	+2
	生計中心者が失業して求職中の場合	+2
	育児休業法に伴う育児休業明け（取得期間満了）の場合	+2
2 本人	健康上・発達上等において配慮を必要とする場合	+4
	転入予定で、転入前の市町村において申請児童が保育所に入所している場合	+2
3 兄弟姉妹の状況	入所希望児童が多胎児の場合	+2
	兄弟姉妹が希望の保育所にすでに入所している場合	+2
	小学校3年生までの児童が3人以上いる世帯	+2
	兄弟姉妹に保育所への入所申込のない未就学児がいる場合（保育所への入所が不可能な月齢である場合及び看護・介護の対象児童である場合を除く。）	-3
4 保育の代替手段	65歳未満の保育可能な親族が同居している場合	-3
5 その他	保護者のいずれかが保育士として、京都府内の認可保育施設等で勤務、又は勤務予定	+4
	保育料を正当な理由なく滞納している世帯	-2

保育所入所優先項目表

順位	優先項目
1	特別な支援を要する児童／家庭 ・ ひとり親家庭世帯 ・ 生活保護世帯
2	一時保育や認可外施設等を利用し、既に就労開始
3	入所待機期間が長い

(備考)

- 保護者毎の基本指數の合計に調整指數を加減算し、点数の高い順に入所（利用）の決定を行ないます。
- 入所選考にあたって、上記計算方法で優先順位の決定が困難な場合（同点等）は、その他保育を必要とする事由を総合的に判断し、優先順を決定します。
- 点数が高い場合であっても、申請者数や施設の状況により希望された施設を利用できないことがあります。
- 適正な指數を算出するために、記載事項や提出書類に不備がないように気をつけてください。
- 基準表の「9 その他」の10～20の指數については、子育て支援課が定めます。

**保育所等利用調整基準表**

児童年齢 歳児 児童氏名

■父母それぞれ該当する項目（複数該当の場合、有利な点数の項目）いずれか一つ選択

平成30年度利用調整～適用

保育を必要とする事由	父及び母（保護者）の状況					父	入力No	母	入力No	点数/人	計	
	外勤	就労（※1）	居宅外労働	自営（農業含む）	協力者（※2）	月20日以上かつ1日8時間以上	□ 1	□ 1	□ 2	□ 2	10	
						月20日以上かつ1日6時間以上	□ 2	□ 2	□ 3	□ 3	9	
						月16日以上かつ1日6時間以上	□ 3	□ 3	□ 4	□ 4	8	
						月16日以上かつ1日4時間以上	□ 4	□ 4	□ 5	□ 5	7	
						月64時間以上	□ 5	□ 5	□ 6	□ 6	6	
						1日8時間以上	□ 6	□ 6	□ 7	□ 7	10	
						1日6時間以上	□ 7	□ 7	□ 8	□ 8	9	
						1日4時間以上	□ 8	□ 8	□ 9	□ 9	7	
						1日8時間以上	□ 9	□ 9	□ 10	□ 10	8	
						1日6時間以上	□ 10	□ 10	□ 11	□ 11	7	
						1日4時間以上	□ 11	□ 11	□ 12	□ 12	6	
						1日8時間以上	□ 12	□ 12	□ 13	□ 13	8	
						1日6時間以上	□ 13	□ 13	□ 14	□ 14	7	
						1日4時間以上	□ 14	□ 14	□ 15	□ 15	6	
						1日8時間以上	□ 15	□ 15	□ 16	□ 16	5	
						1日6時間以上	□ 16	□ 16	□ 17	□ 17	4	
						1日4時間以上	□ 17	□ 17	□ 18	□ 18	4	
						内職	□ 18	□ 18	□ 19	□ 19	10	
						妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産後8週間経過後の翌日が属する月末まで	□ 19	□ 19	□ 19	□ 19	10
						入院等	入院・自宅療養等で常に介助が必要な状態（常時臥床）	□ 20	□ 20	□ 20	□ 20	10
						居宅内療養	安静を要し保育が困難な状態（自宅療養一般）	□ 21	□ 21	□ 21	□ 21	6
						疾病又は障がい	児童の保育が非常に困難な状態（身体障害者手帳1級・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aを有している。介護保険認定要介護3以上又は障がい支援区分4以上、若しくはこれらと同程度の障害と判断される場合）	□ 22	□ 22	□ 22	□ 22	10
						心身の障害	児童の保育が困難な状態（身体障害者手帳3級、精神障害者手帳2級、療育手帳Bを有している。介護保険認定要介護1・2、要支援2又は障がい支援区分2・3、若しくはこれらと同程度の障害と判断される場合）	□ 23	□ 23	□ 23	□ 23	8
							児童の保育が出来ない状態（身体障害者手帳4級以下、精神障害者手帳3級を有している。介護保険認定要支援1又は障がい支援区分1、若しくはこれらと同程度の障害と判断される場合）	□ 24	□ 24	□ 24	□ 24	6
						入院等	入院・自宅等で常に付き添いが必要な状態	□ 25	□ 25	□ 25	□ 25	10
						同居親族（長期間入院等の親族含む）の常時介護又は看護	居宅内で付き添いが必要な状態	□ 26	□ 26	□ 26	□ 26	5
							その他（通院付き添い等）	□ 27	□ 27	□ 27	□ 27	3
							身体障害者手帳1級・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A保有者、介護保険認定要介護3以上又は障がい支援区分4以上の者の介護等	□ 28	□ 28	□ 28	□ 28	9
							身体障害者手帳3級、精神障害者手帳2級、療育手帳B保有者、介護保険認定要介護1・2、要支援2又は障がい支援区分2・3の者の介護等	□ 29	□ 29	□ 29	□ 29	7
							身体障害者手帳4級以下、精神障害者手帳3級保有者、介護保険認定要支援1又は障がい支援区分1の者の介護等	□ 30	□ 30	□ 30	□ 30	5
						災害復旧		□ 31	□ 31	□ 31	□ 31	10
						求職活動		□ 32	□ 32	□ 32	□ 32	3
						就学（職業訓練含む）	月20日以上かつ1日8時間以上	□ 33	□ 33	□ 33	□ 33	10
							月20日以上かつ1日6時間以上	□ 34	□ 34	□ 34	□ 34	9
							月16日以上かつ1日6時間以上	□ 35	□ 35	□ 35	□ 35	8
							月16日以上かつ1日4時間以上	□ 36	□ 36	□ 36	□ 36	7
							月64時間以上	□ 37	□ 37	□ 37	□ 37	6
						その他	その他上記に類する状態として町長が認める場合	□ 38	□ 38	□ 38	□ 38	10
										父母合計点数	点	

補正点数	補正項目	無	有	点数
		□	□	50
	虐待又はDVのおそれがある場合	□	□	30
	ひとり親家庭	□	□	30
	生活保護世帯	□	□	30
	生計中心者の失業により求職活動をしている場合	□	□	10
	きょうだい在園保育所希望	□	□	8
	きょうだい同時申込	□	□	5
	子どもに障がいを有する場合	□	□	5
	育児休業からの復帰・延長できない場合/育休復帰が平成30年度中の場合（証明記載有の場合のみ）	□	□	2
	育児休業からの復帰/平成31年度以降まで延長できる場合（証明記載有の場合のみ）	□	□	1
	世帯に小学校就学前子どもが3人以上いる場合	□	□	2
	世帯に小学校卒業前子どもが3人以上いる場合	□	□	1
	通勤時間30分以上（短時間認定対象外）	□	□	1
	通勤時間1時間以上（短時間認定対象外）	□	□	2
	父母いずれかが幼稚園又は保育施設職員として就労している場合	□	□	1
	昨年度入所申込で入所保留（待機）となっている場合	□	□	1
	昨年度当初申込にて第2希望以下の保育所で入所となり、今年度当初も昨年度と同じ第1希望の保育所での転園希望があった場合	□	□	1
	標準時間の利用	□	□	1
	就労のうち常勤以外の勤務（父母いずれか）※有期雇用形態の場合を含む	□	□	-1
	その他特に保育の必要性が高いと認められる場合	□	□	別途判断（※3）
			補正合計点数	点

総合点数	点
	点

※1 就労先が内定しており、就労予定証明書の提出ある場合は、上記就労している場合と同様に加点する。

※2 自営の中心者とは、事業主体者として経営に携わっている者をいい、協力者とは専従者等で事業主体者以外への者をいう。

※3 当該児童や世帯の状況に応じて、別途判断する。

○ 計算方法

- ・父母それぞれについて基本点数を求め、合算した点数を当該児童の点数とし、原則その点数の高い順に利用調整を行う。
- ・ただし、補正点数に該当する場合にあっては、当該項目について十分考慮することとする。
- ・利用調整に当たって、上記計算方法で優先順位が決定し難い場合は、保育を必要とする事由を総合的に判断し、優先順位を決定する。

## 保育施設利用調整基準

(平成30年4月入所以降の利用申込分に適用)

保育所、認定こども園(保育認定)及び家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業(当該事業所の従業員が利用する場合を除く。)をいう。)の利用調整は、本基準に基づき行うものとする。

**【小規模保育施設の卒園児について】**

- ・連携施設に通園する場合…入所可能枠のある連携施設の中から、希望施設順に入所を承諾する。
- ・連携施設が設定されていない場合、または連携施設への入所を希望しない場合…希望施設に入所可能枠がある場合、希望施設順にしたがって入所を承諾する。

いずれの場合も希望施設の入所可能枠が不足する場合は、基本指標と調整指標の合計が高い世帯から入所を承諾する。

※入所可能枠の不足により、希望する園のいずれにも入所承諾できない場合は、在園中の小規模保育施設に入所継続となる。

**(1) 基本指標表**

No.	区分	事由 (保育の必要性)	保護者(父・母、またはその他の保護者)が保育できない状況	基本指標
1	①就労 (自営業・農業・内職等を含む) (※1)～(※3)	居宅外就労 (※1)～(※3)	月20日以上かつ週40時間以上、または週5日以上かつ1日8時間以上の勤務を常態とする	40
2			月20日以上かつ週35時間以上、または週5日以上かつ1日7時間以上の勤務を常態とする	35
3			月20日以上かつ週30時間以上、または週5日以上かつ1日6時間以上の勤務を常態とする	30
4			月16日以上かつ週24時間以上、または週4日以上かつ1日6時間以上の勤務を常態とする	25
5			上記には当てはまらないが、月64時間以上の勤務を常態としている	20
6	②妊娠・出産 産前・産後	居室内就労 (※1)～(※3)	月20日以上かつ週40時間以上、または週5日以上かつ1日8時間以上の勤務を常態とする	36
7			月20日以上かつ週35時間以上、または週5日以上かつ1日7時間以上の勤務を常態とする	31
8			月20日以上かつ週30時間以上、または週5日以上かつ1日6時間以上の勤務を常態とする	26
9			月16日以上かつ週24時間以上、または週4日以上かつ1日6時間以上の勤務を常態とする	21
10			上記には当てはまらないが、月64時間以上の勤務を常態としている	16
11		内職	月64時間以上の勤務を常態としている	10
12		産前・産後	出産予定日前8週間(多胎児の場合は14週以内)、出産後8週間の期間で保育を必要とする	30
13	③疾病・障がい	疾病など	疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以上の入院または入院に相当する治療を要し、保育できないもの(常時臥床)	40
14			疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以上の長期安静加療を要するとの診断を受け、これにより保育できないと医師が判断するもの	27
15			疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以内の加療を要すると診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	15
16		障がい (※5)	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている	40
17			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている	30
18			身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	20
19	④介護	介護・看護等	同居の常時臥床者、重度心身障がい者(児)の看護・介護や、入院の付添いをしている	35
20			同居の障がい者(児)の介護・通院・通所・通学の付添いをしている	25
21			同居の家族の長期居宅療養等の介護にあたっている	15
22	⑤災害復旧	災害	震災・災害・風水害等により自宅の復旧にあたっている	50
23	⑥求職活動	求職	求職活動中である(原則60日以内)	8
24	⑦就学	就学	学校教育法に定められた学校に就学しているか、職業訓練を受けている	28
25			上記に該当しない専修学校・各種学校等に月64時間以上就学している	18
26	⑧育児休業(継続・転園のみ)	育児休業中の継続利用(就労日数・時間に問わらず、育児休業中の場合はこの項目に該当となる)	20	
27	その他	児童福祉の観点から保育の必要性を市長が認める場合(DV・虐待等を含む)	(※6)	

**【備考】**

※複数の事由に該当する場合は、点数が高い方を採用する。

(※1)就労時間については、就労証明書に記載の所定の労働時間で判定する(休憩時間を含む)。変則勤務等の、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断する。

(※2)本基準における自営業とは、法人を設立せずに自ら行っている事業をいう。自営業については、開業届の写し、確定申告書の写し、資格証の写し、事業所・店舗等の契約書等事業の内容を証明する書類の提出がない場合、調整指標表の項目4と合わせて判定する。起業準備の場合は調整指標表の項目1と合わせて判定する。

(※3)雇用主が保護者の配偶者または二親等以内の親族であり、かつ保護者が控除対象の場合(税法上の控除対象配偶者、または事業専従者)は、調整指標表の項目5と合わせて判定する。

(※4)③疾病・障がいの要件、かつ①就労の要件に該当する場合は指標の高い方を採用し、調整指標表の項目3と合わせて判定する。

(※5)障害等級に応じた障害年金を受給している場合を含む(手帳と年金の等級が異なる場合には、より上位の等級を基に指標を決定する)。

(※6)当該児童、世帯の状況に応じ、別途判断する。

## (2)調整指數表

No.	事由	調整内容	調整指數
1	就労状況	就労見込みの者・就労内定者(就労開始日が申請受付締切日の翌日以降)、または起業準備中(※2)	-5
2		保護者のいずれかが単身赴任をしている場合	6
3		①就労しており、かつ③疾病・障がいの要件に当てはまる場合(※4)	3
4		自営業(※2)で事業の内容を証明する書類の提出がない場合(※2)	-6
5		自営業(※2)で事業主が保護者の配偶者または二親等以内の親族であり、控除対象となっている者の場合(※3)	-7
6		保育施設で保育士(保育士資格を持つもの)として勤務する場合(市内の認可外保育施設を含む)	10
7		育児休業法に基づく育児休業から同一の職場に復職する場合	2
8		育児休業を理由に保育施設を退所した児童が、育児休業から同一の職場に復職するため再入所を申し込む場合(※7)	50
9	児童の状況	入所児童自身の疾病・障がい等の状況により、医療的ケアや発達支援保育を必要とする場合(※8)	12
10		前年度の年度当初選考で入所不可となった場合	3
11		申込日時点で有料の認可外保育施設又は職場託児所を月極めで利用している場合	3
12		申込日時点で 内の保育施設において、就労を理由に一時預かりを利用している場合	2
13	きょうだいの状況	既にきょうだいが利用中の保育施設と同じ施設を希望する場合(入所可能月齢によってやむを得ず別施設になる場合も含む)	6
14		きょうだいが同時に申し込み、かつ同じ保育施設を利用を希望する場合	4
15	世帯の状況	ひとり親(母子家庭・父子家庭)の場合(別居かつ離婚調停中の場合を含む)	50
16	その他	生活保護受給世帯で就労している。または、就労が見込まれる(就労証明書等の提出がある)場合	20
17		倒産・会社都合等、本人の意思に関わらずやむを得ず失業し、職業安定所を通じて求職している場合(※9)	14
18		保育料を2か月以上滞納している場合(卒園児・過去のものも含む)	-15
19		両親(里親・特別養子縁組は両親とみなす)共に不存在で別の者が養育を行っている場合	50

## 【備考】

※該当する全ての項目で加減算を行う。ただし、10~12、13と14、15と16についてはそれぞれ高い方の指數を適用する。

(※7) 平成30年度中に保護者の育児休業を理由に、下の子の産前8週から出産日を8週間経過した日の翌日が属する月の末日までに退所した児童が、平成31年度以降の新規入所を申し込む場合から適用する。

(※8) 同意書と専門機関の意見書(どちらも指定様式)の提出がある場合。

(※9) 離職票等の書類で会社都合により失業したことを確認でき、かつ求職活動を証明できる公的な書類がある場合に適用する。

## (3)同一点数の場合の順位表(上位より決定)

No.	事由
1	要件間の優先順位 (⑤災害復旧、①就労(【外勤・居宅外】→【居室内】、③疾病・障がい、④介護、②妊娠・出産、⑦就学、⑥求職活動、育児休業(転園のみ)の順)
2	当該保育施設の希望順位が高いもの
3	(就労の場合)両親の就労証明書上の勤務時間の合計が長いもの、さらに勤務時間で並んだ場合は両親の通勤時間(自宅から勤務地まで最短かつ合理的な手段で市が算出)の合計が長いもの
4	祖父母や祖父母以外の親戚(おじ、おば、きょうだい)と同居していない
5	世帯の市民税額(4月~8月入所は前年度市民税、9月~翌年3月入所は当年度市民税)の低い世帯

## 保育所等利用選考基準表

平成30年度

生年月日 年 月 日 年齢

歳児カクハ

子ども氏名

基本指數表

調整指數表

指數合計	
------	--

区分	常態である状況		保護者（父）	保護者（母）	区分	世帯の状況		指數
	就労時間以上	月120時間以上				児童扶養手当を受給している又は受給予定がある (全部支給・一部支給含む)	認定を受けているが、上記手当の受給はない、保護者ひとりと子ども以外同居する者がない、(支給停止世帯)	
1 被雇用者 (会社員等主に法 人が営む事業に從 事する者)	就労時間以上	月80時間以上	38	38	1 ひとり親世帯 (戸籍異動済み)	児童扶養手当を受給している又は受給予定がある (全部支給・一部支給含む)	認定を受けているが、上記手当の受給はない、保護者ひとりと子ども以外同居する者がない、(支給停止世帯)	38
	月80時間以上	週4日以上かつ月64時間以上	34	34	1 ひとり親世帯 (戸籍異動済み)	児童扶養手当を受給している又は受給予定がある (全部支給・一部支給含む)	認定を受けているが、上記手当の受給はない、保護者ひとりと子ども以外同居する者がない、(支給停止世帯)	38
2 保護者本人又は保 護者の親族(3親 等内)が當む(主 に個人事業)事業 に從事する者	現在雇用されている事業所での就労実績3年以上 市外への単身赴任中(予定)	26	26	2 ひとり親世帯 (戸籍異動済み)	児童扶養手当を受給している又は受給予定がある (全部支給・一部支給含む)	認定を受けているが、上記手当の受給はない、保護者ひとりと子ども以外同居する者がない、(支給停止世帯)	38	上記以外でひとり親世帯の認定がある又は認定申請中である
	就労時間以上	月160時間以上	2	2	2 ひとり親世帯 (戸籍未異動)	児童扶養手当を受給している又は受給予定がある (全部支給・一部支給含む)	認定を受けているが、上記手当の受給はない、保護者ひとりと子ども以外同居する者がない、(支給停止世帯)	38
3 妊娠中・出産	就労時間以上	月80時間以上	30	30	2 生活保護世帯	児童扶養手当を受給している又は受給予定がある (全部支給・一部支給含む)	認定を受けているが、上記手当の受給はない、保護者ひとりと子ども以外同居する者がない、(支給停止世帯)	38
	週4日以上かつ月64時間以上	市外への単身赴任中(予定)	26	26	2 生活保護世帯	児童扶養手当を受給している又は受給予定がある (全部支給・一部支給含む)	認定を受けているが、上記手当の受給はない、保護者ひとりと子ども以外同居する者がない、(支給停止世帯)	38
4 疾病・障がい	事業主として従事者を1か年以上雇用(3親等内親族以外) (切迫流産等の入通院は疾病の扱い)	2	2	3 生計中心者の失業 により就労が必要 (生活保護世帯を除く)	児童扶養手当を受給している又は受給予定がある (全部支給・一部支給含む)	認定を受けているが、上記手当の受給はない、保護者ひとりと子ども以外同居する者がない、(支給停止世帯)	38	上記以外でひとり親世帯の認定がある又は認定申請中である
	90日を超える入院を予定かつ治癒期間終了日が未定	20	20	3 虐待・DVのおそ れがある世帯	児童扶養手当を受給している又は受給予定がある (全部支給・一部支給含む)	認定を受けているが、上記手当の受給はない、保護者ひとりと子ども以外同居する者がない、(支給停止世帯)	38	上記以外の場合
5 介護・看護	通院を必要とし、自宅で常時病院かつ治癒期間終了日が未定	18	18	4 虐待・DVのおそ れがある世帯	児童扶養手当を受給している又は受給予定がある (全部支給・一部支給含む)	認定を受けているが、上記手当の受給はない、保護者ひとりと子ども以外同居する者がない、(支給停止世帯)	38	裁判所から保護命令、接近禁止命令等の発令が確認できる場合
	通院を必要とし、保健が不可能かつ治癒期間終了日が未定	16	16	5 子どもに障がいが ある世帯	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	それ以外で本市家庭児童相談室、警察署、DVセンター等と相談中又 は市外の担当と相談中
6 震災・風水害等、 災害復旧	その他、医師が「保育できない」と診断する場合	15	15	6 育児休業取扱期間が2年以上3年未満で復帰(出生日から起算)	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	各障害者手帳3級以下、療育手帳B相当の交付がある
	身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級 又は療育手帳Aの認定がある	20	20	7 育児休業から復 帰	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	育児休業取扱期間が1年以内3年未満で復帰(出生日から起算)
7 求職活動中	身体障害者手帳3級から6級又は療育手帳B又は精神障害者保 健手帳3級の認定がある	15	15	8 多子世帯	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	育児休業取扱期間が1年以内3年未満で復帰(出生日から起算)
	自宅で常態的に介護・看護している	14	14	9 きょうだいの施 設利用	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	育児休業取扱期間が1年以内3年未満で復帰(出生日から起算)
8 就学	自宅外で常態的に介護・看護している	12	12	10 きょうだいの内2名 以上の施設利用	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	育児休業取扱期間が1年以内3年未満で復帰(出生日から起算)
	上記以外の介護・看護を常態としている	10	10	11 きょうだいの内1名 がすでに保育施設又は幼稚園等に在園	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	きょうだいの内1名がすでに保育施設又は幼稚園等に在園
9 職業訓練校に入校している	罹災証明等が全壊、全焼で市内に単世帯で避難し、復旧に從事	18	18	12 きょうだいの内2名 以上の施設利用	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	きょうだいの内1名がすでに保育施設又は幼稚園等に在園
	ボランティアとして月16日間以上の災害復旧作業に從事	15	15	13 きょうだいの内1名 がすでに保育施設又は幼稚園等に在園	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	きょうだいの内1名がすでに保育施設又は幼稚園等に在園
10 就学内定	採用予定である(就労開始月から120時間以上就労予定)	12	12	14 きょうだいの内1名 がすでに保育施設又は幼稚園等に在園	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	きょうだいの内1名がすでに保育施設又は幼稚園等に在園
	採用予定である(就労開始月から80時間以上就労予定)	10	10	15 きょうだいの内1名 がすでに保育施設又は幼稚園等に在園	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	きょうだいの内1名がすでに保育施設又は幼稚園等に在園
11 就労	起業準備中である	8	8	16 きょうだいの内1名 がすでに保育施設又は幼稚園等に在園	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	きょうだいの内1名がすでに保育施設又は幼稚園等に在園
	それ以外	6	6	17 きょうだいの内1名 がすでに保育施設又は幼稚園等に在園	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	きょうだいの内1名がすでに保育施設又は幼稚園等に在園
12 就労内定	自宅外の就学先に週4日以上通学している	12	12	18 きょうだいの内1名 がすでに保育施設又は幼稚園等に在園	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	きょうだいの内1名がすでに保育施設又は幼稚園等に在園
	職業訓練校に入校している	8	8	19 きょうだいの内1名 がすでに保育施設又は幼稚園等に在園	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	児童扶養手帳1、2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1、2級	38	きょうだいの内1名がすでに保育施設又は幼稚園等に在園

\*基本指數区分1～8の内、(父)(母)それぞれが1つの区分に該当します。  
す。指數の区分が複数の場合は、指數が高い区分のみを指數Hとします。

※調整指數区分1～8の内、申請する子どもの世帯が該当するすべての区分の指數を合算します。

指數日

保護者、世帯又は子どもの状況から市が特に「保育が必要である」と認める場合(児童虐待)	別途、利用調整
--	---------

補正指數表

優先比較項目表

区分	補正項目	指數
1	同居する65歳未満の親族が保育可能と推測（無職かつ疾病、障がない状態）される場合	-5
2	市内に居住する65歳未満の相父母が保育可能と推測（無職かつ疾病、障がない状態）される場合	-4
3	同居する未就学児（きょううだい）の申請がない場合（疾・障がないを除く）	-5
4	保育料の滞納がある場合（平成29年12月1日現在）	-5
5	申請を行う、同一年度内に保育所の内定を自己都合により辞退したことのある場合	-4
6	認可保育施設、幼稚園、事業所内保育施設（企業主導型保育事業の地域枠を含む）等を利用している又は優先的に利用できる場合	-5
7	自営業（個人事業）に従事し、就労証明書（個人事業等）に営業証明書以外の添付資料がある場合	+1
8	店舗、工場等のない自営業で居宅内での就労を常態としている場合	-3
9	契約等によって居宅内での就労を常態としている被雇用者	-3
10	育児休業取得期間1年未満の内に就労復帰を自己都合により希望する場合	-3
11	第1希望の施設が居住する小学校区または最も近い場所にある施設の場合	+2

※補正区分1～11の内、申請する子どもの世帯が該当するすべての項目の指數を合算します。

指數  
A+B+C

要件	優先度
保護者が市内認可施設（企業主導型事業を含む）で保育士として常勤している又はその予定である世帯	1
虐待・DVによるケースの世帯又はそのおそれにある世帯	2
ひとり親世帯	3
養育している就学前児童の人数が多い世帯	4
養育している18歳未満の子どもの人数が多い世帯	5
保護者の不在時間（保育できない時間）がより長い場合	6
基本点数の高い世帯	7
調整点数の高い世帯	8
保育料の滞納がない世帯	9
利用希望する施設にすでにきょうだいが在籍する又は同時に申請している世帯	10
同居する親族がない世帯	11
保護者のいすれかが18歳未満の世帯	12
障がい児（者）と同居している世帯	13

※指數の合計が同じであった場合、優先比較項目の要件を勘案し優先度を判断します。